

**愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答****【陳情項目】—★印が懇談の重点項目です—****【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。****1. 安心できる介護保障について****★(1)介護保険料・利用料について****①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。****回 答（長寿課）**

生計中心者の収入減少における減免については、条例及び規則にて要件区分に応じた減免割合や減免対象期間を定めています。

加えて、令和元年度からは、10月以降の消費税引き上げに伴う、低所得者の保険料のさらなる軽減強化を図るため、世帯全員が市民税非課税である方に対して保険料の軽減を実施し、第1段階の方には年額で4,500円、第2段階の方には年額7,500円、第3段階の方には年額1,500円の減額を行っております。

なお、所得水準に応じた段階を設け、低所得者の負担軽減に配慮した介護保険料としているため、減免の拡充は考えておりません。

**②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。****回 答（長寿課）**

利用料は、高額介護サービス費の支給等により所得水準に応じて軽減されているため、市独自の減免は考えておりません。なお、生計中心者の収入減少における減免については、規則にて要件区分に応じた減免割合や減免対象期間を定めています。

**★(2)介護保険利用について****①介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。****回 答（長寿課）**

要介護認定の相談窓口は、新規申請の受付を正規職員が行い、必要に応じて市役所福祉担当部署や地域包括支援センター等と連携し対応しております。

また、保健師や主任ケアマネジャー等の専門職が事務職を適宜サポートしております。

**②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。****回 答（長寿課）**

生活援助中心型の訪問介護については、回数を制限しているのではなく、介護度に応じた一定の回数を超過した場合、市へ届出が必要となります。

その届出によりケアマネジャーを含め他職種協同による検証を行い、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源活用等の観点から、サービスの頻度や種類等の必要性などサービス計画全体についてケアプランの確認を行っております。

## **愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答**

### **(3) 基盤整備について**

**★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。**

#### **回答（長寿課）**

愛知県による特別養護老人ホーム入所待機者調査の結果では、本市の要介護3以上の待機者は、平成29年4月時点で21名でした。

本市は、待機者及び待機者数を人口で除した割合が県内でも少ない状況にあるため、入所施設を整備する考えは、今のところございませんが、厚生労働省が令和元年度に実施する待機者数等に関する調査の結果を踏まえて、入所施設を整備する必要性について検討してまいります。

**②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。**

#### **回答（長寿課）**

引き続き「愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針」を入所希望者に対して適用いたします。施設に対しては、ホームページにより広報しております。

### **★(4) 総合事業について**

**①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。**

#### **回答（長寿課）**

総合事業の各種サービスは、65歳以上の全ての方を対象としており、現行相当サービスの利用に期間の定めはございません。

**②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。**

#### **回答（長寿課）**

一般財源の投入ではなく、国の負担金引き上げが基本であると考えますが、総合事業の実施に当たっては、サービスの提供に必要な事業費の確保に努めてまいります。

## **愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答**

### **(5)高齢者福祉施策の充実について**

**①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。**

#### **回 答（長寿課）**

地域の集会所等で開催されているボランティアによる「ミニデイサービス」に対し、実施団体の活動支援のため補助金を交付しております。

認知症カフェは、現在3箇所あり、2箇所は市が委託して行っております。今後状況によっては、拡充を検討してまいります。

**②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。**

#### **回 答（長寿課）**

今年度、介護予防教室を市内のスーパーで実施する予定がございます。より身近な地域に出掛け、参加しやすい教室を目指しております。

また、市民の方の集いの場を冊子にまとめ、情報提供を行っております。

**③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。**

#### **回 答（長寿課）**

住宅改修費と福祉用具購入費は既に実施しております。高額介護サービス費は償還払いとしております。

### **★(6)介護人材確保について**

**①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。**

#### **回 答（長寿課）**

介護職場の人材不足について、ボランティアによる生活支援の担い手の養成や発掘に取り組んでおります。

また、生活応援サポーターや認知症サポーター養成講座を実施することにより、今後の新たな担い手の確保に努めております。

**②介護職員の待遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。**

#### **回 答（長寿課）**

介護職員の待遇改善については、国の介護報酬の介護職員待遇改善加算を通じて行っております。

今年10月から国の介護報酬改定が行われ、新たな介護職員待遇改善加算も設けられました。本市では、事業者に周知を図り、同加算の届出を積極的に働きかけております。

## **愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答**

**③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。**

**回 答（長寿課）**

1人夜勤については、国の基準でも認められているところであり、この禁止は事業所の経営を圧迫するおそれもあるため、現時点では考えておりません。

### **★(7)障害者控除の認定について**

**①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。**

**回 答（長寿課）**

控除の対象となるかどうかは、国（税務署）の判断となります。

**②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。**

**回 答（長寿課）**

平成28年度から、基準日時点で要件を満たしている全ての方に「障害者控除対象者認定書」を個別送付しております。

## **2. 国保の改善について**

**★①保険料（税）の引き上げを行わず、払える保険料（税）に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。**

**回 答（保険医療課）**

現在、国民健康保険の被保険者の減少とそれに反比例した一人当たり医療費の増加により国保財政は厳しい状況にあり、保険料の引き下げは難しい状況になっております。

また、赤字補填や保険料の負担軽減を図るためなどの決算補填目的等を目的とした法定外の一般会計からの繰り入れは、国の通知や愛知県国民健康保険運営方針においても、計画的に解消・削減を進めるべきである旨、定められております。

将来に渡って健全な国保の財政運営を行うことを考えますと、慎重に検討する必要があると考えております。なお、条例等減免分については一般会計からの繰り入れをしており、今年度も税制改正により、低所得者の方に対して軽減の拡充が行われております。

## **愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答**

**★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。**

**回 答（保険医療課）**

国民健康保険制度では、加入者の年齢に関わらず一律に均等割の負担を求めており、不均一な課税は困難であると考えております。

また、減免制度については、災害に遭われた方や、病気や失業など担税力が著しく低下する事情がある場合の救済措置として捉えており、年齢などの要件に基づく減免の導入については考えておりません。

**③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。**

**回 答（保険医療課）**

当市の国民健康保険税は、療養、失業・休廃業により、所得見込が前年総所得金額（500万円以下）の半分以下に激減する場合、所得により2割～8割の減免をしております。納税が困難な場合の救済措置として他にも低所得者に対する減額賦課、災害等に伴う減免や非自発的失業者に対する国保税軽減等がございます。

更なる減免を実施することは保険税額への転嫁にもつながるため、今のところ制度を変更する予定はございませんが、減免制度の拡充については、財源の確保も含め、より効果的な施策を今後も研究していきたいと考えております。

**★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。**

**回 答（保険医療課）**

資格証明書は、法令により交付が義務付けられております。納付が困難な特別の事情（災害、事業の休廃業、失業等）の有無、納付相談の状況、所得及び資産の状況などを勘案し、適切に交付しております。

**★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。**

**回 答（保険医療課）**

いずれも法令に従い、生活実態に配慮しながら適正に実施しております。短期保険証は、滞納されている方との滞納解消に向けた面談の機会を増やすために有効期限を6か月と短くしているものであり、その他は通常の保険証と変わりなくお使いいただけます。

## **愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答**

面談において本人から事情をよく聞き、収納担当部署と調整した上で、分納が毎月履行されており、滞納額の減少が確実に見込まれれば通常の保険証に切り替える場合もございます。差押えについても、差押禁止財産を始めとした法令の規定を遵守し実施しております。

### **⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。**

#### **回 答（保険医療課）**

一部負担金については、事業の休廃業、失業等により世帯の生活が著しく困難になった世帯であり、生活保護基準額の1.3～1.4倍の世帯については「猶予」、1.15～1.3倍の世帯については「5割又は10割の減額」、1.15倍以下の世帯については「免除」する規定（減額及び免除の場合は、預貯金による制限あり）となっております。

減免の対象を生活保護基準の1.4倍以下のすべての世帯に拡充することは、その財源を他の被保険者の保険税に転嫁せざるを得なくなることから、現時点においては考えておりません。

また、制度の周知については、納税通知書に同封するリーフレット、市の広報誌及びホームページへの掲載、医師会や関係医療機関への啓発チラシ配布、保険証一斉更新時に短期保険証の交付者へ案内チラシ同封等を行っております。

### **⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。**

#### **回 答（保険医療課）**

高額療養費の支給対象となる方には、手続きのご案内を送付しており、申請用紙の他、郵送でのお手続きができるよう返信用封筒を同封しております。

申請手続きについては、市で支給金額をあらかじめ計算して領収書の添付を不要とし、なるべく申請する方の負担とならないよう配慮しておりますが、さらなる簡素化に向け、引き続き検討してまいります。

### **3. 税の徴収、滞納問題への対応など**

**税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。**

#### **回 答（収納課）**

滞納処分を実施する際は、禁止財産を差し押さえることのないようによく確認を行い、適切な運用を図っております。

納税相談を通じて個々の納税者の状況に応じた対応に努めるとともに、地方税法第15条を始めとした法令等の適用については、的確に実施しております。

## **愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答**

### **4. 生活保護について**

**★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問い合わせる」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。**

#### **回 答 (福祉課)**

生活保護の相談については、丁寧な対応を心掛け相談者の申請権の侵害がないよう行っております。申請にあたっては、生活状況や扶養親族の状況、就労に関することも確認しつつ、相談者の申請意思を確認した上で申請書をお渡ししております。

また、国の基準に基づき適正実施に必要な手続き及び審査をできる限り迅速に行い、早期の支給に努めております。

**★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。**

#### **回 答 (福祉課)**

本市は、社会福祉法第16条の規定に基づく所員の定数を満たす人員を配置しております。加えて、別に雇用した就労支援員及び医療適正化推進員各1名を含む体制で対応をしております。

また、研修には積極的に参加し知識向上に努めております。なお、平成29年度には正規職員1名が増員され、他業務を兼務しない専任のケースワーカーを設けることができ、ケースワーカーの負担軽減が図られました。

**③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。**

#### **回 答 (福祉課)**

返還金の返還方法については、預貯金などがあれば一括返還を求めておりますが、そうでない場合は、生活の維持に支障がない程度を確認し、分割納付を検討するなどの配慮をするよう努めております。

**④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。**

#### **回 答 (福祉課)**

資産調査については、資産申告書の提出に併せ、内容を確認する資料がないときなどに適宜実施しております。

また、調査にあたっては、本人から同意書を徴することで人権の侵害とならないよう努めております。

## **愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答**

**★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。**

### **回 答 (福祉課)**

生活保護の現制度では、冷房を含む電気代は生活扶助費で賄うこととなっております。また、一定の要件を満たす世帯を対象にエアコンの購入費用等の支給が平成30年7月より始まっています。

現在、国の制度に上乗せし、市独自で電気代を助成することなどは考えておりませんが、生活保護受給者に対しまして、熱中症など健康管理への注意喚起やエアコンを購入するための他制度の活用など、支援を行うよう努めています。

## **5. 福祉医療制度について**

**★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。**

### **回 答 (保険医療課)**

全国的に見て、比較的対象範囲が広く、手厚い福祉医療制度を取り入れている愛知県内において、本市の医療費助成制度は、県内平均的な内容を維持しております。

限られた予算の中で事業を行っておりますので、今後制度を維持するためには、事業の取捨選択は必要になってくる場合があると思っております。福祉医療制度が重要なことは十分承知しておりますので、今後も福祉医療制度を維持するために、引き続き検討してまいります。

**★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。**

### **回 答 (保険医療課)**

子ども医療費助成の拡充については、これまで多くのご要望があり、最近では本市の子育て支援施策の一つとして、平成23年度に、現物給付での医療費無料制度の対象を小学校3年生までから中学校3年生までに拡大いたしました。

対象を拡大したことにより、子ども医療の医療費助成額は大幅に増加してきていることから、これ以上の負担増となる制度改正は、現時点では本市の財政状況から非常に難しい現状であります。

入院時食事療養の標準負担額については、入院の有無に関わらず食事は日常的にかかる費用であり、在宅で療養している方には助成がないなどの負担の公平性も考慮し、現在は助成の対象には考えておりません。

## **愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答**

**★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。**

**回 答（保険医療課）**

本市においては、精神障害者保健福祉手帳1・2級と自立支援医療受給者証（精神通院）を所持している方を対象として入通院を、精神障害者保健福祉手帳1・2級のみを所持している方を対象として入院を精神以外の病気等においても市単独助成をしております。厳しい財政状況のため、今のところそれ以上の助成等をすることは困難であると考えております。

自立支援医療（精神通院）対象者について本市では、平成元年4月より通院療養を受けた方の自己負担額を、継続して助成を行っております。

**④妊産婦医療費助成制度を創設してください。**

**回 答（保険医療課）**

尾張旭市では、昭和48年6月から市の単独事業として、先進的に妊産婦医療費助成制度を行ってきましたが、妊産婦を取り巻く環境が時代と共に変化し、他の支援制度が拡充されたことにより、平成30年3月末を以って制度を廃止しております。

### **6. 子育て支援について**

**(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。**

**①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。**

**回 答（福祉課）**

愛知県が実施した「愛知子ども調査」では、圏域別の貧困率に大きな差がないと報告があり、市で同様の調査を実施することは予定しておりません。

**②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援（教育・高等教育職業訓練）給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。**

**回 答（こども課）**

ひとり親家庭等に対する自立支援計画は策定しておりませんが、自立支援給付金事業（教育訓練給付金事業・高等職業訓練促進給付金）は平成19年度から、日常生活支援事業は平成16年度から実施しており、今後も継続した支援を行ってまいります。

## **愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答**

**★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。**

### **回 答（教育行政課）**

児童扶養手当の所得制限限度額を参考に、1.25倍の基準を設定しており、現時点において見直しは考えておりません。

また、市広報、ホームページを通じ、年度途中でも申請できることの周知を行っております。入学準備金の支給は、平成29年度に平成30年4月入学予定者に対し入学準備金を支給しました。今後も引き続き入学前支給事務を進めてまいります。

**④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。**

### **回 答（福祉課）**

平成28年度より生活困窮者世帯の中学生を対象として、「居場所づくり」を含めた学習支援・修学支援・進学支援を実施する子どもの学習支援事業を実施しており、平成30年度からは、事業の拡充を図り、ひとり親家庭生活支援事業と一体的に実施しております。

また、市内で「こども食堂」を実施している団体が3団体あり、市が委託する「地域未来塾」と「こども食堂」を実施しているNPOが1法人、ともに事業の周知について支援しております。

### **回 答（こども課）**

本市では、放課後の児童の居場所づくりとして、各校区に児童館と放課後児童クラブを整備しております。児童館は、0歳～18歳までの児童を対象とした児童厚生施設となっており、放課後児童クラブは昼間保護者の方等が就労等により留守家庭となる児童を対象としております。

また、令和元年10月7日より、自宅に帰宅することなく、ランドセルを背負ったまま小学校から直接児童館へ来館できる「ランドセル来館事業」が試行で始まる予定となっております。

### **回 答（教育行政課）**

平成30年度より中学生・高校生を対象として、学習支援事業をNPO法人に委託して実施しております。

## **愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答**

### **★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。**

#### **回 答 (学校給食センター)**

学校給食法により、学校給食の実施に必要な施設や設備に要する経費等は、公費で負担し、食材費相当分は、学校給食を食べている児童又は生徒の保護者が負担するとしております。このことから、給食費のうち食材費相当分は、保護者に負担をお願いしております。

また、本市の財政状況からも給食費を無償にすることは難しいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。なお、生活困窮者等には就学援助の制度により給食費の全額補助を行っております。

### **(3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。**

#### **①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。**

#### **回 答 (保育課)**

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化では、3～5歳児で保育所や幼稚園等を利用する児童の保育料・授業料が原則無償となります。

本市における保育所、幼稚園の利用状況を見ますと、定員一杯まで利用のある園や定員に余裕のある園があるなど、若干バランスが偏っているように感じられます。そのため、施設の整備・増設等につきましては、無償化による利用ニーズの動向等を見ながら検討したいと考えております。

保育士の確保につきましては、本市では平成27年度に保育士確保検討事業として考え方をまとめ、そこに掲げられている事業に順次着手し、有資格者の新規確保と就労の継続に努めております。

#### **②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。**

#### **回 答 (保育課)**

本市には無償化の対象となる認可外保育施設が6箇所あり、令和元年9月時点で全ての施設が児童福祉法に基づく設置の届出を行っております。

設置の届出や毎年度提出を求めている運営状況報告書で確認しておりますが、国の定める基準を下回る施設はございませんので、引き続き、愛知県の実施する指導監査に同行する際などに現在の質を確保していただくことを伝えてまいりたいと考えております。なお、こうした状況ですので、現時点での独自支援の実施は考えておりません。

## **愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答**

**③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう減免制度を実施・拡充してください。**

### **回 答（保育課）**

今般の幼児教育・保育の無償化において、食材料費は施設による徴収又は保育料の一部として保護者に負担をお願いしていただいている考え方を維持することとされております。

食材料費のうち、副食費（おかげ代）は国制度において低所得・多子世帯が免除となる予定ですので、現時点で市独自の減免制度を設けることは考えておりません。なお、幼稚園、保育園の両方において、食材料費が実費徴収となることで無償化以前の利用者負担を上回るケースはないと見込んでおります。

## **7. 障がい者・児施策の拡充について**

**★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。**

### **回 答（福祉課）**

現在までにグループホームが6箇所、短期入所施設が1箇所、通所施設が15箇所開設されており、障がいのある方が安心して生活できる場は、年々充実してきていると考えております。

今後も障害者自立支援連携会議等で関係機関と連携しながら、行動障がいや重度心身障がいについての受入体制の確保及び整備について検討してまいります。

**②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。**

### **回 答（福祉課）**

原則、国の基準に基づき支給決定しておりますが、勘案事項を考慮しながら必要とする時間を支給しております。

**③移動支援（地域生活支援事業）を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。**

### **回 答（福祉課）**

主たる介護者が就労又は疾病による場合等若しくは母子家庭、父子家庭である場合に限り、通学・通所に関する送迎の利用ができます。

また、施設入所者の利用については、施設側の支援範囲等を確認した上で、必要であれば利用可能としております。

## **愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答**

### **④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。**

回 答（福祉課）

勘案事項を考慮しながら、必要に応じてヘルパー利用について協議してまいります。

### **⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。**

回 答（福祉課）

福祉サービスにつきましては、利用するサービスと所得に応じた負担上限月額の範囲内において、サービス量に応じた自己負担を利用の方にお願いしております。また、食費や光熱水費の実費負担につきましては、低所得の方への軽減策が講じられております。

近年の高齢化等に伴う障がい者数の増加、児童の療育目的の福祉サービス給付費の急増など、本市の財政状況を考えますと、全ての方の利用者負担・実費負担を無償にすることは難しいと考えております。

### **★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について**

1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

回 答（福祉課）

個別支援会議等により、個々の状況を確認した上で、介護保険サービスへの移行が妥当だと判断される場合に、介護保険サービスへの利用申請を進めております。なお、障がいがあることにより、介護保険での支給量が不足する場合には、個々の状況を確認の上、介護保険での支給量の2分の1までを障がい福祉サービスで支給しております。

また、介護保険サービスにはない障がい福祉独自のサービスについては、引き続き利用することができるようにしております。

2)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

回 答（福祉課）

個別の状況を踏まえ、介護保険サービスへの利用申請を行わない利用者に対して、障がい福祉サービスを打ち切ることはしておりません。介護保険サービスへの移行について理解していただけるよう働きかけを行い、納得した上で介護保険サービスの移行に努めております。

## **愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答**

### **3) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。**

**回 答 (福祉課)**

高齢障がい者の利用者負担軽減制度については、該当する方に通知を送付する方法等を検討し、周知に努めてまいります。

### **⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。**

**回 答 (福祉課)**

国の報酬改定等に基づいて適切に対応してまいります。

### **⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。**

**回 答 (福祉課)**

介護職員の不足は慢性的な地域課題であり、障害者地域自立支援協議会において、人材確保及び育成について検討しております。報酬単価については、国の報酬改定等に基づいて適切に対応してまいります。

## **8. 予防接種について**

**★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。**

**回 答 (健康課)**

平成25年度以降、公費負担による定期予防接種が年々増加しており、厳しい財政状況下で全ての障がい者や子どもに対する任意予防接種の費用補助は難しいと考えております。

こうしたなかではありますが、昨年度から抵抗力の弱い乳児（平成30年4月1日以降生まれの子）を対象としたロタウイルスワクチン接種の費用助成を開始しました。なお、助成は、1人当たり6,000円を上限として実施しております。

## **愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答**

**②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。**

### **回 答 (健康課)**

本市では、平成23年9月から自己負担額5,000円で高齢者肺炎球菌ワクチン接種の任意接種助成を始めております。

平成26年10月の定期接種化後は、定期接種者、任意接種者ともに自己負担額2,500円で実施しており、任意予防接種事業は、定期化後も継続して実施しております。なお、現在、県内自治体の自己負担額は2,000円から5,000円となっておりますので、本市の自己負担額は妥当であると考えております。

今後、更に高齢化が進む中、接種者の増加が見込まれるため、厳しい財政状況下での一部負担金引き下げ及び2回目の接種を任意予防接種事業の対象にすることは難しいと考えております。

### **9. 健診・検診について**

**★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。**

### **回 答 (健康課)**

本市では、平成29年4月1日以降に出産された産婦を対象に産婦健診助成事業を始めており、本健診を利用し、産後うつ等で支援の必要な産婦に対しては、医療機関から連絡票をもらい、保健事業に繋ぐなど事後フォローにも力を入れております。また、昨年度からは産後ケア事業の利用条件を緩和し、サポート体制の強化も図っております。

しかしながら、厳しい財政状況下で全ての産婦に対し、健診助成回数を増やすことは難しいと考えております。

**②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。**

### **回 答 (健康課)**

本市では、平成8年度から歯科医療機関委託による健診事業を実施しており、妊娠中から産後1年未満の妊産婦が期間内に1回、無料で歯科健診を受けることができるようになっております。

事業開始当初は、全妊産婦の2割程度の受診率でしたが、母子健康手帳交付時の個別指導やパパママ教室での健康教育、広報・ホームページを利用した受診勧奨を行い、受診率は徐々に伸びており、近年は4割前後の受診となっております。

妊娠・出産期は、口腔内の状態が変化しやすいため、今後も引き続き、口腔内及び歯の健康管理に関する知識の普及・啓発に努め、様々な機会を利用し、現行の助成制度の利用を促進していきたいと考えております。

しかしながら、厳しい財政状況下で妊婦・産婦共に対象とする健診助成は難しいと考えております。

## **愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答**

### **③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。**

#### **回 答 (健康課)**

本市では、昭和54年度から常勤の歯科衛生士を配置しており、乳幼児から高齢者まで幅広い対象に対し、様々な歯科保健事業を実施しております。

各種健診等の保健事業を実施するに当たっては、当日必要な人員は確保しておりますので、現時点では、歯科衛生士を複数配置することは考えておりません。

### **【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

#### **1. 国に対する意見書・要望書**

##### **①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。**

#### **回 答 (保険医療課)**

日本は、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険であり、高い保健医療水準を達成しております。しかしながら、急速な高齢化が進み、医療費の増加が大きく、医療保険制度の持続が危ぶまれております。今後も安心して医療を受けられるためには、医療費の財源や医療費の適正化及び健康増進の取組による予防の促進など多角的な見直しが必要です。

医療保険制度を持続可能にするために、医療費患者負担の増加を検討しているものであり、検討を止める考えはございませんが、今後の国の動向には注視してまいります。

##### **②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。**

#### **回 答 (保険医療課)**

令和元年5月16日の第128回東海市長会通常総会にて、「国民健康保険制度の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。」などを国に要望する議案を全国市長会に提出することが決議されております。

傷病手当や出産手当は、労働者を対象とした社会保険制度の一つで標準報酬額を基準に労働対価の補償をしているものです。保健医療を主体とした国民健康保険とは加入者の構成も異なるため、手当の創設について国に要望をすることは今のところ考えておりません。

## **愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答**

**③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。**

### **回 答（保険医療課）**

マクロ経済スライドは、賃金や物価による年金額の伸びからその時の社会情勢（現役世代の減少や平均余命の伸び）による「スライド調整率」を用いて年金の給付水準を計算し、長期的な収支見通しを立て、定期的に財政検証を行いながら給付と負担のバランスに努めています。

年金支給開始年齢もこうした中、将来にわたり持続可能な年金制度にするため検討を行うもので、巨額の税財源が必要とされる全額国庫負担による最低保障年金制度の実現も含め、これらを国に要望することは考えておりません。

**④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。**

### **回 答（長寿課）**

現時点において、意見書・要望書の提出予定はございませんが、軽度者への給付の見直しや介護従事者の処遇改善等に関して、国における議論の推移を見守りながら、必要な場合には、機会を捉えて意見・要望をしていきたいと考えております。

**⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。**

### **回 答（保険医療課）**

子ども医療費については、全国一律の子ども医療費助成制度を創設するよう、令和元年7月5日付けで全国市長会から国会議員及び関係府省等に提出し、その実現方法について要請しております。

**⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。**

### **回 答（福祉課）**

緊急時の入所施設を備えた地域生活支援拠点の整備に向け、自立支援協議会等で検討しながら、今後の報酬改定等、国の動向に注視し、適切に対応してまいります。

## **愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答**

### **2. 愛知県に対する意見書・要望書**

#### **(1) 福祉医療制度について**

**①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。**

**回 答 (保険医療課)**

他の都道府県では所得制限や一部自己負担があるところも多くあり、一概には比較できませんが、全国から見ると愛知県は比較的対象範囲も広く、手厚い福祉医療制度を取り入れておりますので、今のところ拡大の要望は行っていく考えはございません。

**②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。**

**回 答 (保険医療課)**

上記①と同様の状況であるため、今のところ拡大の要望を行う考えはございません。

**③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。**

**回 答 (保険医療課)**

上記①・②と同様の状況であるため、今のところ拡大の要望を行う考えはございません。

しかしながら、本市においては、平成20年4月から市単独で精神障がい者に対する医療の助成を加えました。精神障害者保健福祉手帳1、2級と自立支援医療受給者証(精神通院)所持者であれば、通院は、精神科においては自立支援医療を使用した後の自己負担分を、他の診療科においては、自己負担分の全額を助成しております。入院は、同じ手帳所持者であれば、精神科の自己負担分を全額補助しており、他の診療科の入院分も全額助成しております。

**④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。**

**回 答 (保険医療課)**

上記①・②・③と同様の状況であるため、今のところ拡大の要望を行う考えはございません。

**(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。**

**回 答 (保険医療課)**

機会をとらえ、補助金等の増額、拡充を要望してまいります。

以上